

告 示

埼玉県告示第十六号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

長瀬町全域（三十・四三平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十二月十一日から令和六年三月三十一日まで